

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 天草市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	天草市では、地方税法に基づき、1月1日現在で天草市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を課税し、徴収する。具体的には、 ①取得や所有権移転、売買などによる登記簿の異動 ②土地家屋の現地での調査。家屋については評価を実施 ③前年中に取得・減少した償却資産について申告を受け付け ④土地・家屋・償却(一品ノ申告書)の異動 ⑤土地・家屋・償却それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、名寄せ帳を作成 ⑥名寄せ帳を納税義務者に縦覧する ⑦課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑧口座振替などにより徴収
③システムの名称	1. Acrocity固定資産税 2. 地方税ポータルシステム(eLTAX) 3. MICJET番号連携サーバー 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 固定資産税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供事務】 固定資産税に関する事務において、情報提供は行わない。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	熊本県天草市 市民生活部 課税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:hontyou-soumu@city.amakusa.lg.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	市民生活部課税課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-32-6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止するため、事務処理手順をマニュアル化し担当者間で共有する。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」といえる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、情報連携に関する一般知識の習得を目的とした研修会を行っているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. Acrocity固定資産税 2. 地方税ポータルシステム(eLTAX) 3. MICJET番号連携サーバー 4. 中間サーバー	事後	
平成29年7月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条(利用範囲)別表第一の16 2. 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号/総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号/総務省令第5号)第16条	事後	
平成29年7月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 固定資産税に関する事務において、情報照会を行うが、情報提供は行わない。	(情報照会事務) 1. 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号/総務省令第7号)第20条 (情報提供事務) 固定資産税に関する事務において、情報提供は行わない。	事後	
平成29年7月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 永田 直	課税課長 原田 一郎	事後	
平成29年7月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:hontyou-soumu@city.amakusa.lg.jp	総務部総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:hontyou-soumu@city.amakusa.lg.jp	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活部課税課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	市民生活部課税課 〒863-0013 熊本県天草市今釜新町371 5番地 TEL 0969-32-6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	事後	
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年8月31日	I-5 ①部署	市民生活部課税課	熊本県天草市 市民生活部 課税課	事後	
平成30年8月31日	I-5 ②所属長の役職名	課税課長 原田 一郎	課長	事後	
平成30年8月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年8月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	I .8.連絡先	市民生活部課税課 〒863-8631 熊本県天草市今釜新町371 5番地 TEL 0969-32-6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	市民生活部課税課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-32-6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	事後	
令和1年6月27日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年7月7日	I-8 連絡先	863-0013 熊本県天草市今釜新町3715番地	863-8631熊本県天草市東浜町8番1号	事後	
令和2年7月7日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月7日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月20日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月20日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会事務) 1. 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号/総務省令第7号)第20条 (情報提供事務) 固定資産税に関する事務において、情報提供は行わない。	(情報照会事務) 1. 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号/総務省令第7号)第20条 (情報提供事務) 固定資産税に関する事務において、情報提供は行わない。	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年11月9日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年3月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年3月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項および別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第2の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(別表第2省令)第20条 【情報提供事務】 軽自動車税に関する事務において、情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供事務】 固定資産税に関する事務において、情報提供は行わない。	事後	
令和6年11月29日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの